

令和5年大船渡市議会第3回定例会

議案第2号及び第3号説明要旨

大 船 渡 市

議案第2号(大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	課税免除の適用要件である対象施設の設置期限を、令和7年3月31日まで延長することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第3号(大船渡市立博物館条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	博物館の設置目的を、歴史、文化、自然等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の振興に寄与することとするものである。
第3条	文言を整理するものである。
第12条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。
